

亀田縞タペストリー設置事業者募集要項

1. 目的

新潟市江南区の伝統的な綿織物である「亀田縞」が今以上に地元で認知、浸透し、そして地域アイデンティティとして確立することを目指すため、亀田縞のタペストリーを亀田縞利用促進協議会（以下、「協議会」という。）で作成し、区内の店舗等に設置することで、亀田縞を日常的に目にする機会を創り出すことを目的とします。

2. 対象事業者

次の①～⑤すべての条件を満たす事業者とします。

- ①新潟市江南区内に事業所が所在していること
- ②当事業の趣旨を理解し、無償でタペストリー設置場所を提供できる事業者であること
- ③タペストリーの設置後、維持管理を自己の責任において行える事業者であること
- ④当事業の目的を達成するため、設置店舗において、周知パンフレットの設置や亀田縞製品の販売など、亀田縞の周知や販路拡大につながる取り組みを行える事業者であること
- ⑤次の各号に該当しない事業者であること
 - ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者でないこと
 - イ) 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者でないこと
 - ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと
 - エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと
 - オ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある者でないこと

3. タペストリーの仕様

以下に示す仕様を標準とします。

サイズ	規格
大	横200cm×縦200cm
中	横100cm×縦200cm

4. 掲出方法

店舗屋外に掲出してください。タペストリーの取り付けのため、部品やアンカーの設置を行う場合があります。



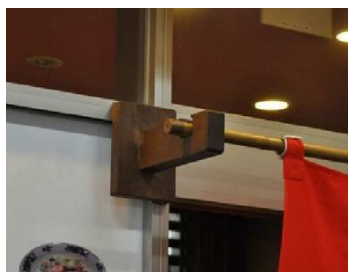
◀掲出イメージ

デザインや色は変更する場合があります。

<取り付けの例>

●上部

木製フック



金属製フック



金属製リング



●下部

アンカー



重石



※上記取り付け例は一例です。相談しながら可能な方法を探します。

5. 費用負担

- ・製作、設置にかかる費用は協議会が負担します。
- ・設置後の維持保全のために通常必要とする経費は、各店舗の負担となります。

6. 掲出期間

掲出日から令和4年3月31日まで

※ただし、期間満了の1か月前までに両者いずれからも異議の申し立てがなされないときは、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、それ以降も同様とします。

7. 所有

- ・設置するタペストリーの所有権は協議会に帰属します。
- ・掲出期間が終了した場合、タペストリーは協議会に返還するものとします。

8. スケジュール

スケジュールは以下のとおりです。

	内容	日程
①	応募申込	令和3年 6月21日(月) から 令和3年 7月30日(金) まで
②	事業者決定・通知	令和3年 8月31日(火) 頃
③	設置工事打合せ	令和3年 9月 1日(水) から 令和3年12月28日(火) 頃
④	賃貸借契約締結	
⑤	設置工事	

9. 応募書類の提出

- ①受付期間 令和3年6月21日(月) から令和3年7月30日(金)
- ②提出方法 必要書類を整え「12. 問い合わせ先」に郵送、持参またはメールで提出してください。
- ③提出書類
- ・設置申込書(様式1号)
 - ・会社概要

10. 事業者の決定

事業者の決定後、各応募者にその結果を郵送します。なお、応募が多数の場合は、地域バランス、店舗周辺との調和性、亀田縞振興への貢献度などをふまえて協議会で検討し、事業者の決定を行います。

11. その他

- ・この要項について疑義が生じた場合は、協議会の解釈によります。
- ・事業者の審査に関する問い合わせはご遠慮ください。
- ・事業者決定後の取り消し等があった場合は、次点以下の事業者と協議します。

12. 問い合わせ先

〒950-0195

新潟県新潟市江南区泉町3-4-5

亀田縞利用促進協議会事務局（江南区役所産業振興課内）

TEL：025-382-4809

メール：sangyo.k@city.niigata.lg.jp